ジャーナリストからの直言

カルテは患者のものではないの？

――法制化が見送られたカルテ開示

毎日新聞大阪本社
論説委員　池田　知隆

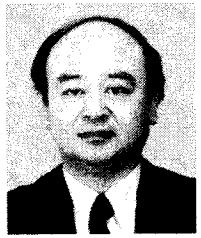

カルテなど診療記録の開示を巡って厚生労働省の検討会はこのほど、患者や遺族が求めた場合、医療機関は原則として開示に応じなければならないとする指針をまとめた。患者側の要望が強かった開示のための法制化については、日本医師会の反対もあり、個人情報保護法で対応出来るとして見送られた。厚生労働省の指針内容のみならず、強く法制化に反対した日本医師会の姿勢に、いまだに納得出来ないでいる。

〈カルテの閲覧は原則１回のみ１時間で、コピーは不可。「残り１分…」とカウントダウンし、時間がくると「終了」を宣告する――。娘を医療事故で亡くした両親が一昨年、埼玉県の大学病院でカルテを書き写していると、主治医から途中で打ち切られた。「あと７枚です」と頼んでも断られたという。〉

(2003年４月27日毎日新聞朝刊)

病院でのこんな光景が先日の新聞で紹介されていた。全国の大学病院がカルテ開示の指針を作っているとはいえ、今も「出し渋り」によるトラブルが後を絶たない。あまりにも理不尽ではないか、とつい言いたくなる。

メーカー(生産者)の論理からユーザー（消費者）の論理へと、現代の経済社会の価値意識は大きく軸足を移している。医療に当てはめれば、「提供する側」の論理から「受ける側」の論理へと、患者主体に考える時期に来ているのではないだろうか。

しかし、医療の現場では、医師があらゆる面で圧倒的に優位に立ち、お金を払う側の患者が診療の中身を知ることが少ない。レセプト（診療報酬明細書）は97年６月の旧厚生省通達で、患者や遺族から請求があれば、開示されることになった。だが、カルテ開示は、日本医師会が99年に指針づくりに取り組み始めたものの、実際に開示の指針や手順がある病院は、02年現在でも半数に満たない（日本看護協会の調査）という。

医療機関にカルテ開示を義務付ける法制化の検討会では、過半数の委員が法制化に賛成した。それにもかかわらず、厚生労働省は、個人情報保護法の成立で、患者は自分の診療情報を知る権利が保障される、と法制化を見送った。同法が成立する際、「医療分野などで個別法を早急に検討すること」との付帯決議があったが、検討会の報告書では触れられていない。

また同法では、本人しか対象にしていない。医師が最もカルテ開示を拒むのは、患者が死亡して医療ミスを疑われる時だ。このため指針では、患者が死亡した場合にも、情報を「遅滞なく提供しなければならない」と遺族への原則開示を盛り込むことにした。また、同法では、医師がカルテに何をどう書くかまでの規定はなく、改ざんしても罰則もない。

日本医師会が「カルテ開示は法的な強制にはなじまない」理由として、医師には他から強制されない「プロフェッショナル・フリーダム」（専門家としての自由）を挙げている。その背景には、法制化に応じられるほど医師の教育や医療事故に対応が出来ていない、という現実があるようだ。

日本では医療過誤への対応がお粗末だ。90年代に事故が多発した米国では、国や医師会がその対策に本腰を入れ、投薬の際に何人ものチェックが入るシステムが作られている。病院の質、医師の質を社会に保証する公的機関があり、州ごとに発行される医師免許も更新制で、学ばない医師は排除される。

だが、日本では経験不足の医師が１人で投薬量を決め、誰もチェックしないケースも多い。米国のような被害救済と再発防止を第一にしたシステムづくりを急ぐべきだろう。

この４月、医療事故が多発した大阪府枚方市は、患者と遺族の請求があれば、カルテなど診療情報を例外なく全面開示する画期的な改革を始めた。国公立病院では初めてと言われる。

それまでのガイドラインで「治療効果などに悪影響が懸念される場合は公開しない」としていた部分を削除し、患者が求めた場合、カルテや看護記録、Ｘ線写真、検査結果などを必ず公開する内容に改めたのだ。カルテ改ざん防止マニュアルでは、医療事故が起きた場合、速やかに院長に報告した上で担当以外のスタッフがカルテを保存し、本人、家族にコピーを提供することにした。「カルテは患者のもの」との原則を明確にしている。

残念ながら、相次ぐ医療事故によって医療機関への国民の信頼が揺らいでいる。事故隠しの体質は医療に限らないとはいえ、医療界が情報公開の面で他の社会に比べ立ち遅れているのは明らかだ。さらに、その体質を改めるには医師、病院の意識改革や指針に頼るだけでは不十分というのが、これまでの教訓ではなかったか。

カルテを巡る「患者の権利」と「医療機関の義務」を明確にし、悪質な医療機関には強制力もある個別法の制定はやはり欠かせない。「医師の領分」を侵されまいとしてきた医師会も今こそ、情報公開の〝痛み〟に耐えるべきではないか。カルテ開示の世界的な流れをしっかりと受け止めてほしい。

大阪府医師会報　平成15年7月号（vol327）再掲